



2文科高第36号
令和2年4月6日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 脅 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 团 体 の 長

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

(印影印刷)

大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への
配慮等について（通知）

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）においては、学生の学修機会を確保するとともに、新型コロナウイルスへの感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられるところ、遠隔授業の活用等に際して御留意いただきたい事項等については、令和2年3月24日付高等教育局長通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」、同年4月1日付高等教育局長通知「大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について」及び同年4月1日付高等教育局大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」をもってお知らせしたところです。

遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行う際には、学生の通信環境等にも配慮することが重要であることから、各大学等における遠隔授業の実施に当たっては、以下の事項について十分御留意いただきますようお願ひいたします。

国公立大学法人におかれではその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれではその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれではその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれではその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願ひいたします。

なお、文部科学省においては、大学等における遠隔授業の環境構築に向け、引き続き、必要な支援を更に検討、実施していく予定であることを申し添えます。

記

1. 学生の通信環境等への配慮等について

(1) 遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、学生の通信環境に十分配慮することが重要です。その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、これらの授業方法の組合せ又は面接授業との組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。

なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。

(2) 十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。教室やPCルーム等を開放する場合には、4月1日付高等教育局長通知「大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。

(3) 外国人留学生が海外から遠隔授業を受講することも考えられるため、外国人留学生の通信環境についても十分に配慮いただくようお願いします。また、外国人留学生に遠隔授業を実施する場合には、時差への配慮や日本語能力を踏まえた教材の利用など、必要な配慮をお願いします。

(4) なお、国立情報学研究所においては、各大学等における遠隔授業の実施・検討等に資するため、「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」が開催されていますので、必要に応じて参考ください。

(国立情報学研究所ホームページ)

<https://www.nii.ac.jp/news/2020/0325.html>

2. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた通信サービスについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、学生が自宅等において遠隔授業等を活用して学習を行うための通信環境の確保に関し、総務省から電気通信事業者関係団体に4月3日付で要請が行われ、それを受け、複数の電気通信事業者においては、携帯電話の通信容量制限等について特別な通信サービスの提供を公表しているところ、学生が遠隔授業の受講に当たってこうしたサービスを活用することが想定されます。

当該サービスは、各電気通信事業者において、教育の重要性への御理解の下、大学等の遠隔授業における学生の通信環境の確保等のため特別に配慮いただいたものであるため、各大学等においては、当該サービスの趣旨について、HPへの掲載や学生へのメール連絡等により学生に理解させるとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取組をお願いします。

<本件連絡先>

(全体について)

文部科学省高等教育局専門教育課

電話：03-6734-2501

(遠隔授業の制度について)

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338